

宮城県災害時広域応援計画

平成28年9月

宮 城 県

はじめに

我が国では、平成28年4月の熊本地震をはじめ全国各地で大規模災害が発生しており、また今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生も懸念されています。

このような中、東日本大震災を経験した本県は、他の都道府県において大規模災害が発生した際、復旧・復興の経験やノウハウを生かした支援を積極的に行なうことが期待されています。

大規模災害発生時における広域応援については、災害対策基本法に基づき、平成24年5月に締結された「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、及び平成26年10月に締結された「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」において、応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項が定められています。

これらの協定等に基づき、このたび本県では、他都道府県での大規模災害発生時における支援の実施体制及び実施方法を定めた広域応援計画を策定しました。計画では、広域応援本部の役割及び体制、人的・物的応援及び業務等の提供の実施方法等について記載しています。

各部局等においては、この計画を踏まえ、効果的な広域応援の実現に向けた体制整備を進めるようお願いします。

平成28年9月
宮城県知事 村井 嘉浩

宮城県災害時広域応援計画

目 次

第1章 総 則

(頁)

1 策定の目的	1
2 用語の定義	1
3 広域応援の内容	2
4 宮城県地域防災計画との関係	3
5 全国知事会協定及び8道県協定と本計画との関係	3
6 他の災害応援の枠組みとの関係	3

第2章 実施体制

(頁)

1 実行性のある広域応援体制に向けて	4
2 広域応援本部の設置	4
3 広域応援本部の役割	4
4 広域応援本部の体制図	5
5 広域応援本部事務局の分掌事務	8
6 広域応援本部の廃止	8
7 広域応援本部事務局の配備体制	9
8 全国知事会協定による災害規模別の対応イメージ	10

第3章 広域応援の実施方法

(頁)

第1節 広域応援ニーズの把握（連絡調整員等）

1 職員の派遣	13
2 派遣する職員の担当業務	13
3 派遣する職員に必要となる資機材等	13
4 8道県協定に基づく広域応援要請	14
5 全国知事会協定に基づくブロック間の広域応援要請	15
6 広域応援の円滑な実施に向けて	16

第2節 人的応援（県外災害応援従事職員）

1 人的応援の実施方法	17
2 必要となることが想定される業務	17
3 派遣する職員に必要となる資機材等	18
4 市町村との連携	19

第3節 物的応援

1 物的応援の実施方法	21
2 必要となることが想定される品目	21
3 物資の集積拠点	22
4 物資の輸送手段	22
5 留意事項	22

第4節 業務等の提供

1 業務等の提供の実施方法	23
2 必要となることが想定される業務	23

第4章 資料編

24

1 宮城県災害時広域応援本部要綱	
2 H28年熊本地震に係る県職員の派遣状況について	(H28.9.12現在)
3 平成28年熊本地震に対する市町村支援状況等一覧表	(H28.5.6現在)

第1章 総 則

1 策定の目的

平成28年（2016年）熊本地震をはじめ、毎年のように各地で災害が発生しているほか、近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震のような大規模災害の際には、東日本大震災の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが本県に期待されている。

のことから、本県では、大規模災害発生時において、職員を派遣する人的応援や義援物資等を送付する物的応援及び業務等の提供を実施するための計画として、広域応援計画を策定することとした。

この計画の策定により、本県が大規模災害発生時に最大限かつ効率的な広域応援を行う。

2 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

大規模災害	被害が複数の都道府県にまたがり、又は単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。
被災都道府県	大規模災害で被災した都道府県をいう。
宮城県広域応援本部	被災都道府県に対する広域応援に関する事項を検討及び実施するための組織をいい、知事が設置する。
宮城県広域応援本部会議	被災都道府県への広域応援を実施するため、知事が招集する会議をいう。
宮城県広域応援本部事務局	宮城県広域応援本部に設置する事務局で、被災都道府県への広域応援に必要なニーズを把握し、関係部局等との調整を行う。 ＜設置グループ＞ 人的応援グループ、 物的応援グループ
宮城県広域応援本部幹事会	広域応援本部で協議する事項及び決定した事項の調整を行うため、危機管理監が招集する会議をいう。
全国知事会協定	「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（平成24年5月改正）をいう。平成24年5月改正でカバー（支援）県制度を設定している。
8道県協定	「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（平成26年10月改正）をいう。 全国を七つに分けたブロックの一つで、次の道県で構成される。 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
8道県広域応援本部	8道県協定第1条に基づく広域応援を行うための組織をいう。北海道東北地方知事会の会長道県等に設置され、連絡調整業務を行

	う。
カウンターパート制	被災都道府県を広域応援する都道府県を割り当てる方法であり、「対口（たいこう）支援」や「ペアリング支援」などと呼ばれている。 全国知事会復興本部調査で、応援県を固定することにより、責任をもった支援を継続かつ迅速に行うことができる、と評価されている。
カバー（支援）県	カウンターパート制により、8道県協定第3条に基づく被災都道府県に対して広域応援（情報収集）する都道府県をいう。 <8道県協定により、宮城県が広域応援を担当する県> 山形県（第1順位）、福島県（第2順位）、新潟県（第3順位） ※全国知事会協定では、宮城県が広域応援を担当する都道府県は、事前に決まっていない。

3 広域応援の内容

広域応援の内容としては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）」第8条及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目」第6条では、次のとおり定義されており、具体的には、「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」（以下「8道県協定ガイドライン」という。）に明記されている業務内容を参考に、第3章広域応援の実施方法で定める。

(1) 人的応援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営応援に必要な要員
- ウ 応援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的応援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地

力 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する応援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

4 宮城県地域防災計画との関係

この計画は、宮城県地域防災計画「地震災害対策編」第2章第19節第7、4(5)（他都道府県被災時の応援体制）、「津波災害対策編」第2章第19節第7、4(5)（他都道府県被災時の応援体制）、「風水害等対策編」第2章第13節第7、4(5)（他都道府県被災時の応援体制）及び「原子力災害対策編」第2章第7節8(1)（広域的な応援協力体制等）の趣旨に基づくものである。

5 全国知事会協定及び8道県協定と本計画との関係

全国知事会協定は、全国を七つのブロックに分け、全国的な広域応援を実施するブロック間応援の体制を整備した。宮城県が属している北海道東北ブロックは、隣接する関東ブロックと相互にカバーする関係にある。

北海道東北ブロックの道県で構成する8道県協定では、ブロック内での災害時の受援及び応援に係る体制の整備を行っており、この計画は、両協定の趣旨に基づくものである。

6 他の災害応援の枠組みとの関係

全国知事会の東日本大震災における広域応援の実施状況調査結果によると、複数ルートによる災害応援の調整が課題の一つであったことから、この計画の実施に当たっては、次の各機関との連携を図るものである。

また、他の協定等による災害応援の実施を妨げるものではない。

・指定都市市長会

「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」（平成26年4月施行）

・全国市長会

・全国町村会

・その他、広域応援を行う各団体

第2章 実施体制

1 実行性のある広域応援体制に向けて

東日本大震災は、実質上初の全国知事会協定の発動の機会となり、そのことを教訓に、平成24年5月に全国知事会協定が大幅に改正され、「カバー（支援）県」による広域応援やブロック間応援等を柱とする広域応援体制の枠組みが強化された。

平成27年7月「全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討ワーキンググループ」の報告書においては、都道府県相互の広域応援の今後の方向性が整理されている。

平成28年（2016年）熊本地震では、全国知事会災害対策都道府県連絡本部が熊本県庁内に現地本部を設置した。

この計画は、同報告書の趣旨及び熊本地震への広域応援の実績に基づき、次の事項を考慮している。

- (1) 各都道府県の広域応援体制が同じ方向性になるように取り組む。
- (2) 広域応援活動の枠組みを「人的応援」「物的応援」「業務等の提供」に分ける。
- (3) 引き続き、カバー（支援）県である山形県との「顔の見える関係」を築く。
- (4) 8道県広域応援本部に派遣される本部員、ブロック間応援の要請があったときに派遣される現地調査員は、一定の判断を行うことができる管理職を含むものとする。

2 広域応援本部の設置

知事は、次のいずれかに該当するときは、被災都道府県に対する広域応援を実施するため、宮城県広域応援本部（以下「広域応援本部」という。）を設置する。

- (1) 8道県協定に基づく広域応援の要請があったとき。
- (2) 全国知事会に基づくブロック間応援の要請があったとき。
- (3) 8道県以外の都道府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき。

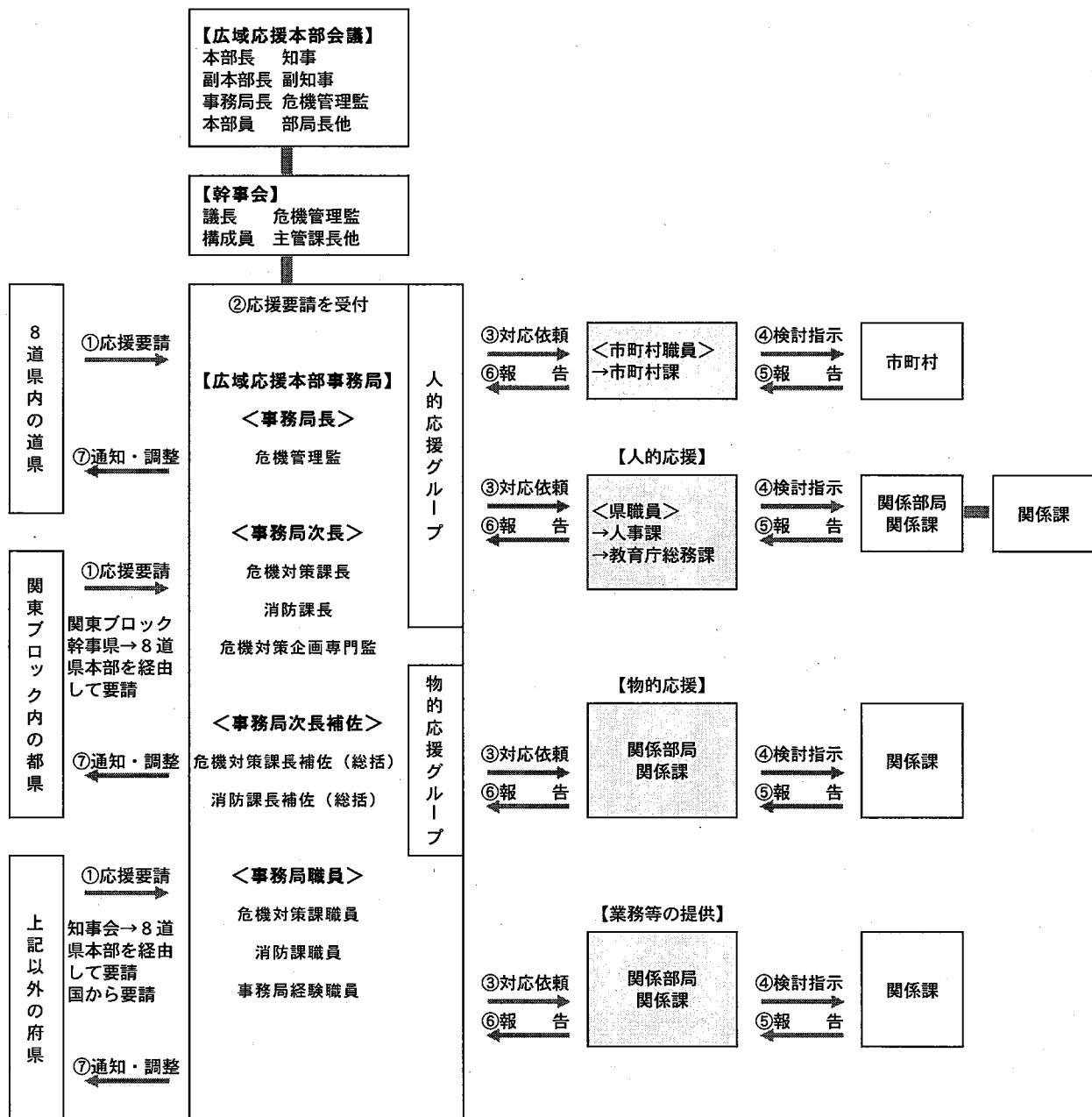
3 広域応援本部の役割

広域応援本部は次の役割を担う。

- (1) 8道県協定に基づくカバー（支援）県等の広域応援に関する事項の検討及び実施。
- (2) 全国知事会協定に基づくブロック間応援等の広域応援に関する事項の検討及び実施。
- (3) その他、知事が必要と認める事項の検討及び実施。

4 広域応援本部の体制図

(1) 広域応援本部の体制図は次のとおりとする。



(2) 広域応援本部の組織は、次のとおりとする。

	職名	充当職	職務
宮城県広域応援本部会議	本部長	知事	広域応援本部を統括する。
	副本部長	副知事	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
	本部員	公営企業管理者 部制条例（昭和35年宮城県条例第41号）に定める部の部長 会計管理者 出納局長 企業局長 県教育委員会教育長 警察本部長 危機管理監 その他広域応援本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた者	本部長の命を受け、被災都道府県への広域応援に必要な事項を協議する。
	議長	危機管理監	幹事会を統括する。
	幹事会構成員	次の(3)に掲げる者 各部局の主管課長他	本部長の命を受け、広域応援本部会議で協議する事項及び決定した事項を調整する。
	本部連絡員会議構成員	宮城県災害対策本部要綱第7条で部長が所属職員のうちから指名した者	上司の命を受け、所属部と広域応援本部事務局との連絡調整及び所属部に係る広域応援活動に関する情報の収集伝達に従事する。
	広域応援本部事務局事務局長	危機管理監	本部長の命を受け、所管する広域応援対策に必要な事務を処理する。
	事務局次長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐する。

	事務局次長 補佐	危機対策課課長補佐 (総括担当) 消防課課長補佐 (総括担当)	事務局次長を補佐する。 報道機関に係る総合対応を行う。
	事務局職員	危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	上司の命を受け、広域応援対策に必要な事務を処理する。
県外災害応援従事職員		幹事会構成員（人事課長、教育庁総務課長）から通知のあった者	上司の命を受け、被災都道府県に赴き、必要な広域応援を行う。
全国知事会協定関係	現地調査員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	全国知事会協定に基づき、上司の命を受け、被災都道府県に赴き、情報収集を行う。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む2名以上 ただし、事務局長が指名する者を派遣するいとまがないときは、事務局長は、東京事務所長に対し現地調査員の派遣を依頼する。
	緊急広域災害対策本部員	各都道府県東京事務所の職員	全国知事会協定第6条に基づき、上司の命を受け、緊急広域災害対策本部に赴き、必要な広域応援を行う。
8道県協定関係	連絡調整員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定に基づき、上司の命を受け、本県がカバー県となる被災県に赴く。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む2名以上
	8道県広域応援本部員及び道県連絡調整員	危機対策課課長補佐 (総括担当) 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定ガイドラインに基づき、上司の命を受け、8道県広域応援本部に赴く。 ※道県の防災担当責任者をもって充て、危機対策課課長補佐（総括担当）の職にあるものを含む2名以上

(3) 幹事会の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

総務部	人事課長、財政課長、市町村課長
震災復興・企画部	震災復興・企画総務課長
環境生活部	環境生活総務課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
経済商工観光部	経済商工観光総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
土木部	防災砂防課長
出納局	会計課長
企業局	公営事業課長
教育庁	総務課長
警察本部	警備課長
	その他危機管理監が必要と認めた者

5 広域応援本部事務局の分掌事務

広域応援本部事務局の分掌事務は次のとおりとし、運営については県災害対策本部に準じる。

- (1) 8道県広域応援本部及び被災都道府県等との調整
- (2) 全国知事会との調整（震災復興・企画部と連携）
- (3) 広域応援本部会議及び幹事会の開催、運営
- (4) 広域応援本部会議での決定事項に基づく業務の調整
- (5) 報道機関等への情報発信
- (6) その他、広域応援対策に必要なこと

6 広域応援本部の廃止

本部長は、現地に派遣した職員からの報告及び被災都道府県の状況等を見極め、広域応援本部の廃止を決定する。

7 広域応援本部事務局の配備体制

広域応援対策に必要な事務を処理するため、危機管理当直の平日配備時間及び休日夜間配備時間を除き、原則として広域応援本部事務局の配備体制は次のとおりとする。

広域応援活動の内容	配備基準	
	管理職	一般職員
広域応援の初動時 概ね3日間程度	事務局次長又は事務局次長補佐が2名以上	職員4名以上 ※1
現地調査員が活動中 広域応援本部会議が定期開催中	事務局次長又は事務局次長補佐が1名以上	職員2名以上 ※2
その他	必要に応じて配備	

※1 災害対策の手引き（危機対策課作成）の警戒配備基準及び体制の警戒配備体制1号に準じる。

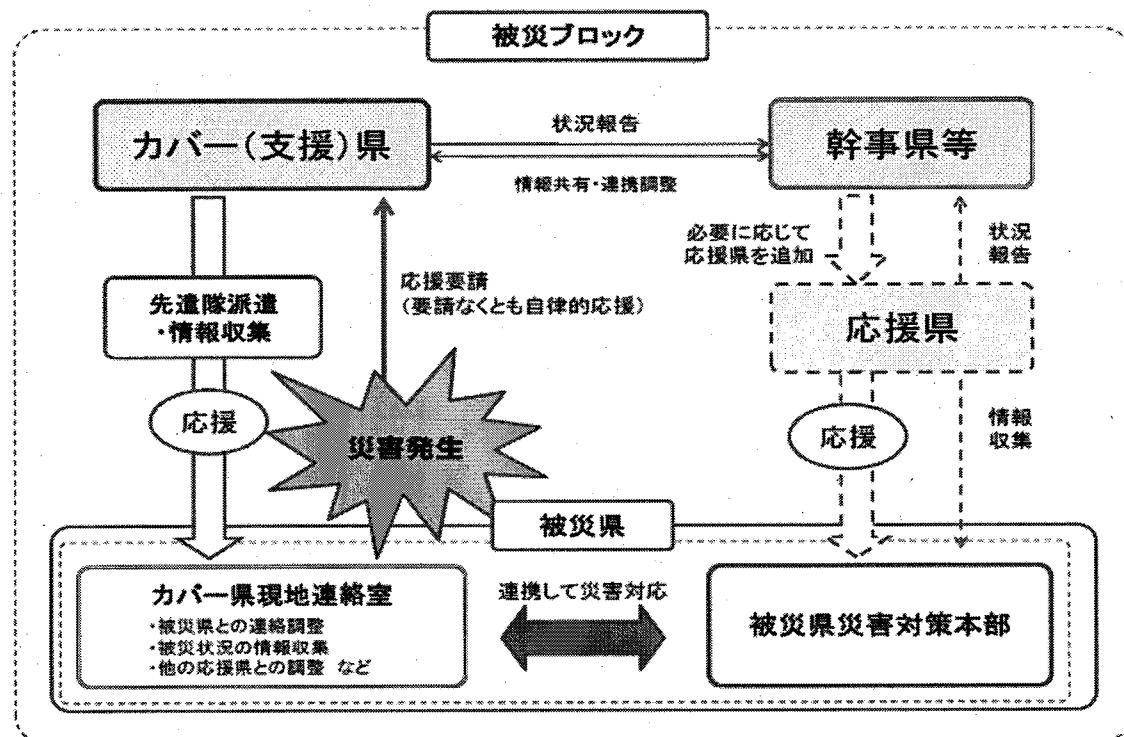
※2 災害対策の手引き（危機対策課作成）の警戒配備基準及び体制の警戒配備体制0号に準じる。

8 全国知事会協定による災害規模別の対応イメージ

都道府県相互の広域応援体制は、各ブロック内で設定したカバー（支援）県を基盤とし、災害規模に応じて、ブロック間応援や全国知事会の調整の下に行われる複数ブロックによる対応となる。

(1) 局地的災害（カバー（支援）県対応）の場合 ※8道県内の被災

- ア 山形県が被災した場合は、8道県協定に基づき、宮城県がカバー（支援）県の第1順位となり、広域応援要請の有無に関わらず、山形県災害対策本部へ連絡調整員を派遣する。
- イ 宮城県は、山形県からの要請があった場合、又は被災状況に応じて、山形県への人的・物的応援を実施する。
- ウ 広域応援が宮城県だけでは不足し、8道県広域応援本部が設置された場合は、広域応援本部事務局と密に連絡をとり、複数県で広域応援を実施する。
- エ 福島県が被災した場合は、宮城県がカバー（支援）県の第2順位となる。
- オ 新潟県が被災した場合は、宮城県がカバー（支援）県の第3順位となる。



※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル

II 災害規模別の対応から引用 (H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部)

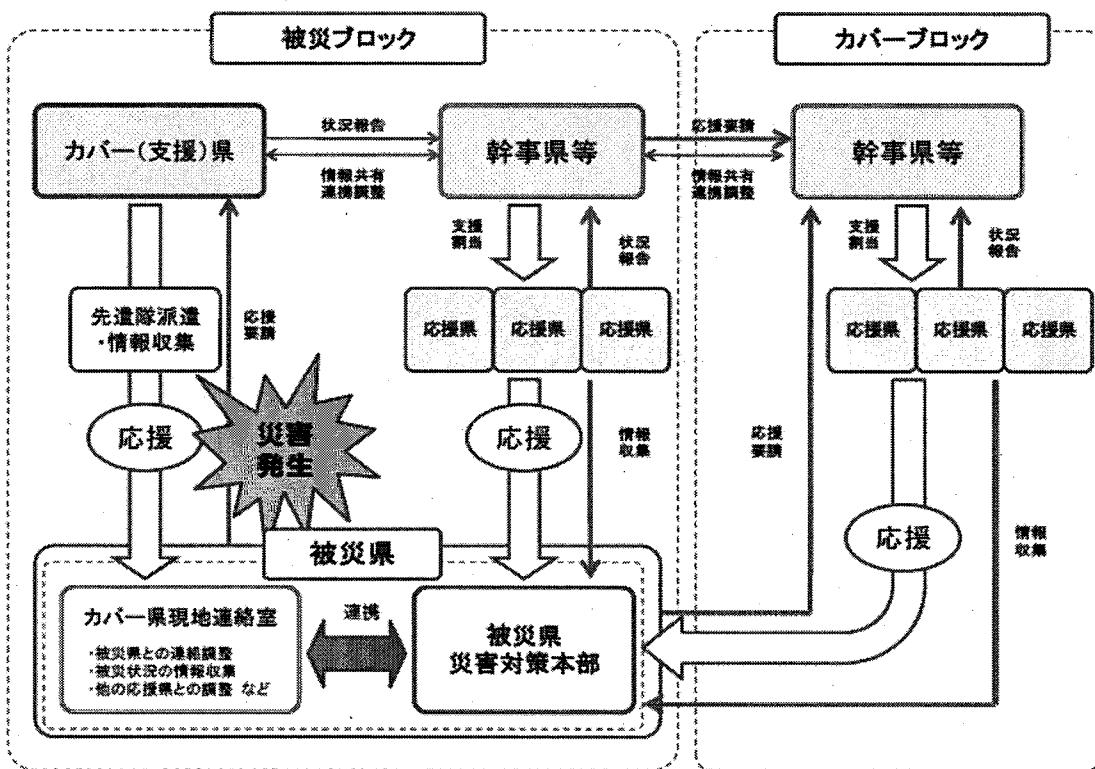
(2) 中規模災害（ブロック間応援対応）の場合 ※関東ブロックの被災

ア 8道県協定ガイドラインで定めているブロック間応援体制に基づき、宮城県が千葉県の被災状況の情報収集を行う第1順位となる。

イ 発災時は、関東ブロックから北海道東北地方知事会の会長道県（8道県広域応援本部）への広域応援要請に基づき、千葉県災害対策本部へ現地調査員を派遣する。

ウ 現地調査員は、リエゾンの業務を行い、広域応援本部事務局と密に連絡をとる。

エ 広域応援を実施する道県は、8道県広域応援本部が調整する。

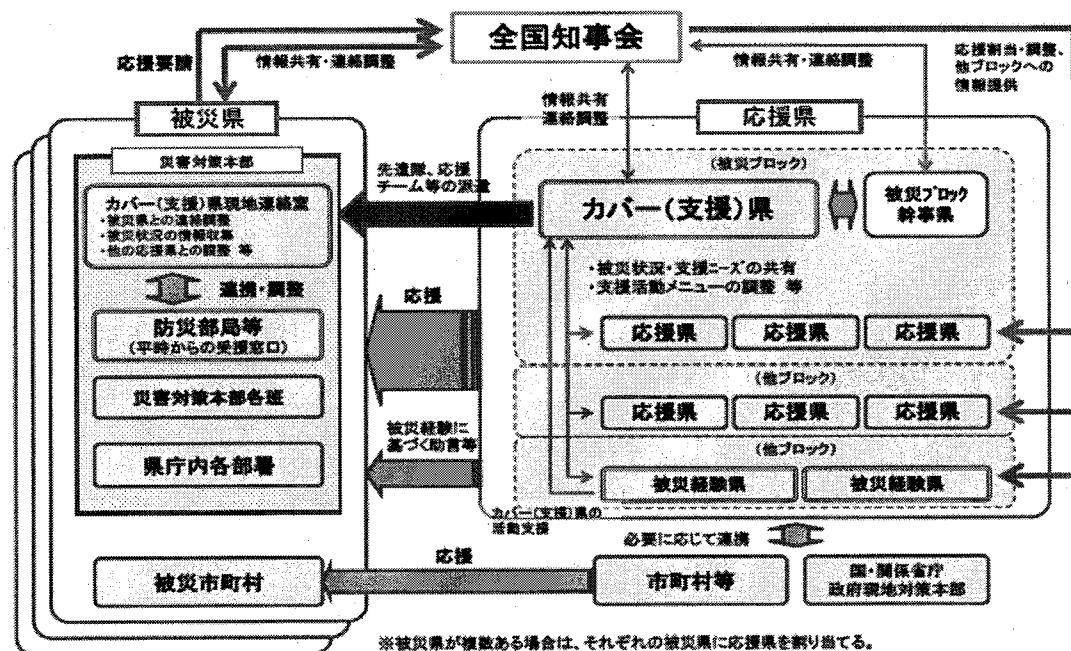


※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル

II 災害規模別の対応から引用 (H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部)

(3) 大規模かつ広域な災害（複数ブロックによる応援対応）の場合

- ア 8道県又は関東ブロック以外のブロックが被災した場合は、全国知事会から北海道東北地方知事会の会長道県（8道県広域応援本部）への要請に基づき、被災都道府県へ現地調査員を派遣する。
- イ 現地調査員は、リエゾンの業務を行い、広域応援本部事務局と密に連絡をとる。
- ウ 広域応援を実施する都道府県は、全国知事会の調整の下、被災都道府県に対し、ブロックにおける広域応援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。



※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル

II 災害規模別の対応から引用 (H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部)

第3章 広域応援の実施方法

第1節 広域応援ニーズの把握（連絡調整員等）

1 職員の派遣

- (1) 8道県協定に基づき、連絡調整員を被災道県に派遣する。
8道県広域応援本部員及び道県連絡調整員を8道県広域応援本部に派遣する。
- (2) 全国知事会協定に基づき、現地調査員を被災都道府県に派遣する。
緊急広域災害対策本部員を緊急広域災害対策本部に派遣する。
- (3) 8道県以外の都府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき、現地調査員を被災都道府県に派遣する。

2 派遣する職員の担当業務

- (1) 被災都道府県における広域応援のニーズを把握する。
- (2) 把握した情報は、他の広域応援機関と情報共有を行う。
- (3) 広域応援を円滑に、かつ、効果的に実施するため、他の応援機関との調整を行う。
- (4) 全国知事会現地連絡本部や他の広域応援自治体と情報交換を行う。
- (5) 必要に応じて、被災都道府県の災害対策本部員会議へ参加する。
- (6) その他広域応援に必要な情報収集、調整を行う。

3 派遣する職員に必要となる資機材等

- (1) 被災都道府県の負担にならないよう、自己完結型で活動する。
- (2) 必要となる資機材等を準備する担当課は次のとおりとする。

資機材名等	関係部局	関係課
防災服 ※宮城県の表記があるもの	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課 等の予備分を貸出
車両等の移動手段 公用車 レンタカー 公共交通機関	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
宿泊先	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
寝袋、毛布等 ※ホテル等が確保出来なかった場合に持参	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課

		等の予備分を貸出
派遣先での活動費（現金） ※レンタカ一代、駐車場代、地図、文具類 食料、飲料水	派遣職員の所属部局	派遣職員の所属課
食料、飲料水 ※管財課の備蓄品を持参する場合に持参	総務部	管財課
防寒着、ヘルメット、雨具、デジタルカメラ、ラジオ、マスク、救急セット、懐中電灯	派遣職員の所属部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課等の予備分を貸出
衛星携帯電話 ※通信手段が確保出来ない場合に持参	総務部	危機対策課 ※危機対策課所有を貸出
携帯電話、Wi-Fi ルーター タブレット		危機対策課 ※携帯キャリア会社から借用等
ノートパソコン ※派遣先での記録や報告作業で使用	総務部 震災復興・企画部	危機対策課 情報システム課 ※不足する場合は、情報システム課の予備分を貸出
連絡調整員の派遣先での執務場所	総務部	危機対策課 ※全国知事会現地連絡本部内を想定

4 8道県協定に基づく広域応援要請

8道県協定に基づく道県からの広域応援要請は、広域応援本部事務局が受け付ける。

第2順位及び第3順位道県は、第1順位道県も被災道県であった場合や、複数道県による広域応援が必要な場合を想定している。

<8道県協定に基づくカウンターパート制によるカバー（支援）県>

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

5 全国知事会協定に基づくブロック間の広域応援要請

(1) 広域応援要請の受け付け

全国知事会協定に基づく他ブロックからの広域応援要請は、8道県広域応援本部が受け付け、現地調査員を被災都道府県に派遣し情報収集を行う。

8道県協定ガイドラインに基づく関東ブロックへの現地調査員の割当は次のとおりであり、第1順位道県が現地調査員を派遣できない場合は、第2順位道県が派遣を行う。

<現地調査員（情報収集）の派遣割当>

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

(2) 広域応援先の決定

8道県広域応援本部が、現地調査員からの情報に基づき、関東ブロックの都県への割当を決定する。

関東ブロック以外からの広域応援要請に基づく割当は、8道県広域応援本部が調整する。

6 広域応援の円滑な実施に向けて

広域応援が円滑に行われるよう、次の事項を実施する。

- (1) 総務部人事課は、「宮城県職員災害対応人材バンク」の整備を推進する。
- (2) 総務部危機対策課は、8道県協定に基づき、本県がカバー（支援）県となる各県が実施する防災訓練に連絡調整員を派遣する。
- (3) 総務部危機対策課は、全国知事会協定に基づき、本県が情報収集割当となる県が実施する防災訓練に現地調査員を派遣する。
- (4) 各部局は、広域応援体制に必要な対策の整理を関係各課へ依頼する。
各課では、「大規模災害応急対策マニュアル」に準じた方法や各部局で策定している災害時のガイドライン等で整理する。
- (5) 各部局は、派遣期間が長期にわたることが想定される場合は、交代の体制を整える。
- (6) 各部局は、円滑な引継ぎを行うため、交代時には活動日を1日重ねて派遣する。

第2節 人的応援（県外災害応援従事職員）

1 人的応援の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく人的応援の要請を受け付けたときは、幹事会構成員（人事課、教育庁総務課）に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた幹事会構成員（人事課、教育庁総務課）は、直ちに当該広域応援を行う必要がある業務を所管する関係部局と検討を行い、人的応援の可否、期間等について広域応援本部事務局（人的応援グループ）に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、(2)の通知を受けたときは人的応援の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。

2 必要となることが想定される業務

人的応援が想定される業務は、8道県協定ガイドライン、東日本大震災における復旧業務及び平成28年熊本地震における対応実績を踏まえ、次のとおりとする。

時期	広域応援の業務内容	関係部局	主な関係課
初動期	○避難者対策業務		
	避難所の運営支援	総務部	人事課
	被災者の健康対策	保健福祉部	保健福祉総務課
	被災者のこころのケア	保健福祉部 教育庁	障害福祉課 関係各課
	○建築物危険度判定業務 ※全国被災建築物応急危険度判定協議会からの要請を優先	土木部	建築宅地課
	○宅地危険度判定業務 ※被災宅地危険度判定連絡協議会からの要請を優先	土木部	建築宅地課
	○土砂災害危険箇所緊急点検業務	土木部	防災砂防課
	○原子力災害応急対策業務 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	総務部 環境生活部	危機対策課 原子力安全対策課
	○災害対策本部の支援業務	総務部	危機対策課
	○避難者対策業務		
	物資集積拠点等の運営支援	総務部	危機対策課

応急対策 ～復旧期	被災者の健康対策 生活衛生・感染症対策業務	保健福祉部 環境生活部	保健福祉総務課 環境生活総務課
	○応急仮設住宅の整備等に係る業務	土木部	住宅課
	○応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	○下水道の応急復旧業務 ※「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」からの要請を優先	土木部	下水道課
	○災害廃棄物の処理に係る業務	環境生活部	循環型社会推進課
	○市町村事務全般の支援業務 ※宮城県市長会、宮城県町村会等との連携	総務部	市町村課
	○学校教育の支援業務	教育庁	関係各課
復旧 ～復興期	○災害救助法に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	○農地・農業用施設災害復旧に係る業務	農林水産部	農村振興課 農村整備課

※ 上記にない業務の応援が必要となった場合には、大規模災害応急対策マニュアルを参考に対応する。

※ 全国知事会協定及び8道県協定以外に既にルール化された応援体制等がある場合には、それらを優先する。

3 派遣する職員に必要となる資機材等

第1節広域応援ニーズの把握の3に準じる。

4 市町村との連携

- (1) 幹事会構成員（市町村課）は、県内の市町村に対し、災害派遣協定や姉妹都市関係等による独自の被災自治体への職員派遣の実施の有無について、照会、把握する。
- (2) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、全国知事会等を通じて県内市町村職員の人的応援の要請を受け付けたときは、幹事会構成員（市町村課）に対し、市町村へ職員派遣の可否を照会するよう連絡する。
- (3) (2)の依頼を受けた幹事会構成員（市町村課）は、県内市町村に対し、応援要請のあった業務について、職員派遣の可否について照会する。照会に当たっては、既に独自に職員を派遣している市町村に対しても同様に照会する。
なお、幹事会構成員（市町村課）は、宮城県市長会及び宮城県町村会に、市町村職員について応援要請があつたこと及び県から県内市町村に照会することを通知し、必要に応じて協力を要請する。
- (4) 幹事会構成員（市町村課）は、職員派遣要請に対する市町村からの回答をとりまとめ、広域応援本部事務局を通じて全国知事会等に報告する。
- (5) 基本的に、県内市町村からの職員派遣の諾否は、市町村の判断に任せることとするが、被災地の状況（範囲、規模、支援が必要な業務等）及び県内市町村の対応可能状況によっては、県内市町村でローテーションを組んで職員を派遣する方法等について、市町村と協議する。

【参考】平成28年熊本地震時の対応

① 発災直後

- ・平成28年熊本地震の際は、市町村職員の派遣については、全国市長会及び全国町村会から県内の市町村に派遣要請（派遣可能な業務内容、職種、人数、期間等を登録し、全国市長会等が被災地のニーズとマッチングし、市町村に派遣を要請）があった。
- ・県内市町村においては、災害派遣協定等に基づく独自派遣を行う団体及び市長会・町村会を通じた派遣を行う団体のほか、市長会・町村会に登録したがマッチングされずに待機状態となる団体が生じた。
- ・このため、待機状態となっている市町村については、宮城県が現地調査員を通じて把握したニーズに対してマッチングを行い、職員派遣につなげた。
- ・なお、県では、県内市町村からの派遣状況を把握し、県のホームページで公開するとともに、県の現地連絡員に情報提供した（情報把握とホームページでの公開は、県内市町村からの派遣終了まで継続）。

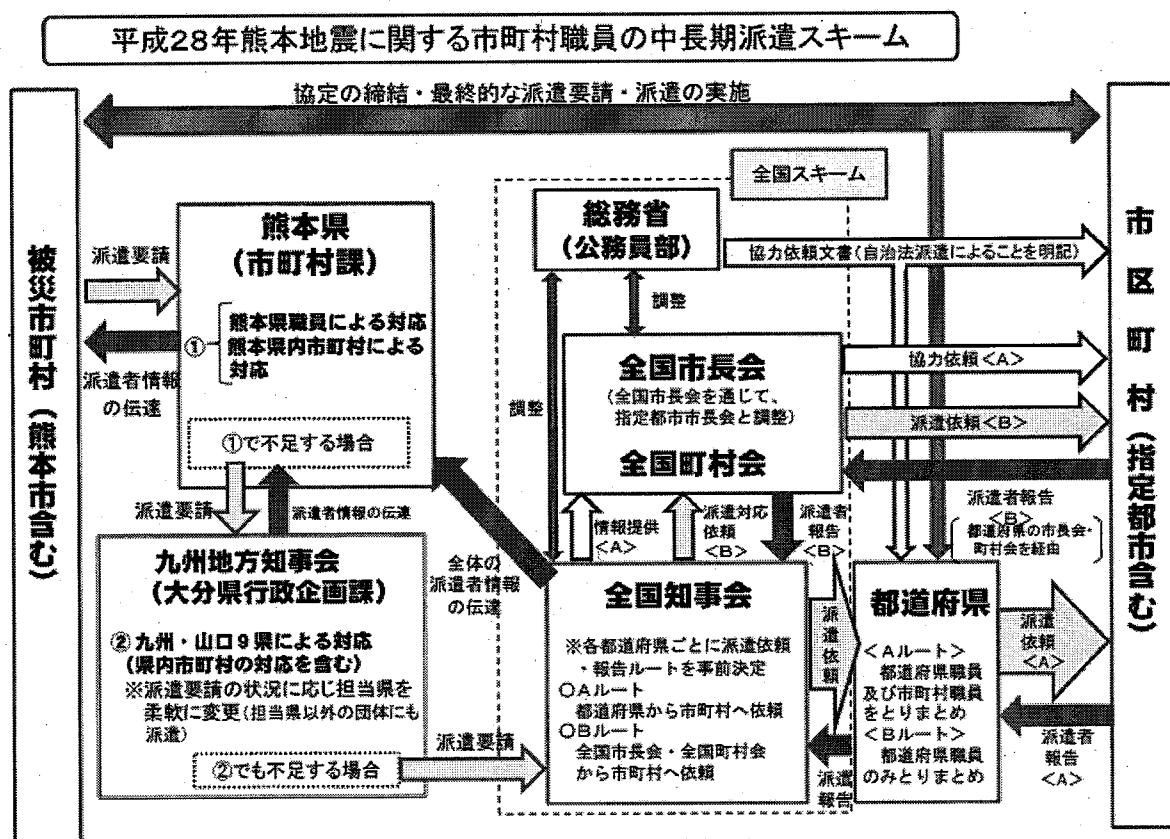
② 宮城県独自の現地調査員派遣終了後

- ・宮城県は発災直後から、独自に現地調査員を派遣し、現地のニーズを把握して支援を行っていたが、平成28年5月末をもって現地調査員を引き揚げた。
- ・この後の人的応援については、県職員の派遣要請は、全国知事会から8道県広域応援本部を経

由して行われ、市町村職員の派遣要請は、上記①に引き続き全国市長会及び全国町村会への登録・マッチングにより行われた。

③ 中長期派遣について

- 平成28年7月に総務省から、下図の中長期派遣スキームが示され、それに基づき全国知事会から中長期派遣について照会があった。このスキームにおいては、市町村職員の派遣について、都道府県が照会・とりまとめを行うAルートと、都道府県を経由せずに全国市長会及び全国町村会が市町村への照会・とりまとめを行うBルートが選択制となり、宮城県においてはAルートを選択することとした。



※ 派遣に関する具体的な調整(日程、宿泊、交通等)は、熊本県市町村課と行う。

- なお、前述の「4 市町村との連携」の内容は、発災直後の人材応援要請についても、上図の中長期派遣スキームのAルートで、全国知事会から県の広域応援本部を経由して行われることを前提としたものである。

第3節 物的応援

1 物的応援の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局（物的応援グループ）は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく物的応援の要請を受け付けたときは、当該広域応援を行う必要がある業務を所管する本部員に対し物的応援を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた本部員は、直ちに関係課と検討を行い、物的応援の可否、期間等について広域応援本部事務局（物的応援グループ）に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局（物的応援グループ）は、(2)の通知を受けたときは物的応援の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。
- (4) なお、被災都道府県から有償による物的応援の要請がある場合においては、企業等との調整を行い、被災都道府県のニーズに応える。

2 必要となることが想定される品目

物的応援が想定される品目は次のとおりとする。

品 目	関係部局	関係課
生活必需物資	総務部 環境生活部	危機対策課 消費生活・文化課
医薬品	保健福祉部	薬務課
食料品	農林水産部	食産業振興課 農産園芸環境課 畜産課 水産業振興課
原子力防災資機材 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	環境生活部	原子力安全対策課
その他	大規模災害応急対策マニュアルを参考とする。	

3 物資の集積拠点

一時に集積が必要になるときは、宮城県倉庫協会会員所有の倉庫等を活用する。

4 物資の輸送手段

原則として、物資を提供する企業等が被災都道府県へ配送する。

しかしながら、輸送手段が確保できない場合は、3の物資の集積拠点までの配送を依頼し、集積拠点から被災都道府県までの配送は、「緊急物資の輸送に関する協定書」第11条に基づき、(公社)宮城県トラック協会等へ協力を依頼する。

5 留意事項

物資の送付に当たっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするために、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

- (1) 品目
- (2) 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限
- (3) 数量
- (4) 提供元機関名
- (5) 担当者名及び連絡先

第4節 業務等の提供

1 業務等の提供の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく業務等の提供の要請を受け付けたときは、当該広域応援を行う必要がある業務を所管する本部員に対し業務等の提供を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた本部員は、直ちに関係課と検討を行い、業務等の提供の可否、期間等について広域応援本部事務局に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局は、(2)の通知を受けたときは業務等の提供の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。

2 必要となることが想定される業務

業務等の提供が想定される業務は次のとおりとする。

業 務	関係部局	関係課
防災ヘリの出動	総務部	消防課
避難者の受入れ（広域避難） ※市町村施設の避難所	総務部	危機対策課
避難者の受入れ（広域避難） ※市町村施設の避難所以外	総務部 震災復興・企画部 経済商工観光部	危機対策課 地域復興支援課 観光課
避難者の受入れ（広域避難） ※原子力災害時	総務部 環境生活部	危機対策課 原子力安全対策課
し尿処理の受入れ	環境生活部	循環型社会推進課
災害廃棄物の受入れ		
火葬の受入れ	環境生活部	食と暮らしの安全推進課
ドクターへりの出動	保健福祉部	医療整備課
災害ボランティアへの情報提供	保健福祉部	社会福祉課
義援金の受入支援	保健福祉部	社会福祉課
その他	大規模災害応急対策マニュアルを参考とする。	

第4章 資料編

宮城県災害時広域応援本部要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国知事会協定」という。）及び大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「8道県協定」という。）等により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする都道府県の要請に基づき、広域応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的に、宮城県広域応援本部（以下「広域応援本部」という。）に関し必要な事項を定めるもの。

第2章 広域応援本部

(設置及び廃止)

第2条 広域応援本部は、次のいずれかに該当するときは、被災都道府県に対する広域応援を検討及び実施するため設置する。

- (1) 8道県協定に基づく広域応援の要請があったとき。
- (2) 全国知事会協定に基づくブロック間応援の要請があったとき。
- (3) 8道県以外の都府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき。

2 広域応援本部の廃止は、現地に派遣した職員からの報告及び被災都道府県の状況等を見極め、知事が決定する。

(本部長及び構成員)

第3条 広域応援本部長は、知事をもって充てる。

- 2 広域応援副本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長が職務を代理する場合の順序は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成9年宮城県規則第51号）に定める順序とする。
- 4 広域応援本部の構成員は、別表1のとおりとする。

(広域応援本部会議)

第4条 広域応援本部に、広域応援本部会議を置く。

- 2 広域応援本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、被災都道府県に対する広域応援に関する重要事項を協議決定する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 広域応援本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 公営企業管理者
 - (2) 部制条例（昭和35年宮城県条例第41号）に定める部の部長
 - (3) 会計管理者
 - (4) 出納局長
 - (5) 企業局長
 - (6) 県教育委員会教育長
 - (7) 警察本部長

- (8) 危機管理監
 - (9) その他本部長が必要と認めた者
- 5 本部長は、会議録を作成し、これを保持しなければならない。

(幹事会)

- 第5条 広域応援本部に、幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成員は、別表2のとおりとし、広域応援本部会議で協議する事項及び決定した事項を調整する。
 - 3 幹事会は、議題に応じて、必要な構成員を招集して開催する。

(本部連絡員会議)

- 第6条 部に、本部連絡員を置き、宮城県災害対策本部要綱第7条で部長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

第3章 事務局

- (広域応援本部事務局)
- 第7条 広域応援本部に、広域応援本部事務局を置く。
- 2 広域応援本部事務局の組織及び分掌事務は、宮城県災害時広域応援計画に定める。
 - 3 事務局職員は、宮城県広域応援本部の構成員として、事務局長が指名する。
 - 4 事務局長は、必要に応じて「大規模災害時における災害対策本部事務局への事務局経験職員の広域応援に関する要領」で指定されている職員を事務局職員に指名する。

第4章 広域応援計画

- (広域応援計画)
- 第8条 本部長は、この要綱に基づき、宮城県災害時広域応援計画を策定する。

- (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、広域応援本部の活動に関し必要な事項は、宮城県災害時広域応援計画に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

別表1 広域応援本部の構成員

		職名	充當職	職務
宮城県広域応援本部	広域応援本部会議	本部長	知事	広域応援本部を統括する。
		副本部長	副知事	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
		本部員	公営企業管理者 部制条例（昭和35年宮城県条例第41号）に定める部の部長 会計管理者 出納局長 企業局長 県教育委員会教育長 警察本部長 危機管理監 その他広域応援本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた者	本部長の命を受け、被災都道府県への広域応援に必要な事項を協議する。
		議長	危機管理監	幹事会を統括する。
		構成員	別表2に掲げる者 各部局の主管課長他	本部長の命を受け、広域応援本部会議で協議する事項及び決定した事項を調整する。
		本部連絡員会議	構成員	上司の命を受け、所属部と広域応援本部事務局との連絡調整及び所属部に係る広域応援活動に関する情報の収集伝達に従事する。
		事務局長	危機管理監	本部長の命を受け、所管する広域応援対策に必要な事務を処理する。
広域応援本部事務局	事務局次長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐する。	
	事務局次長補佐	危機対策課課長補佐（総括担当） 消防課課長補佐（総括担当）	事務局次長を補佐する。 報道機関に係る総合対応を行う。	

	事務局職員	危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	上司の命を受け、広域応援対策に必要な事務を処理する。
県外災害応援従事職員	幹事会構成員（人事課長、教育庁総務課長）から通知のあった者	幹事会構成員（人事課長、教育庁総務課長）から通知のあった者	上司の命を受け、被災都道府県に赴き、必要な広域応援を行う。
全国知事会協定関係	現地調査員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	全国知事会協定に基づき、上司の命を受け、被災都県に赴き、情報収集を行う。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む4名以上 ただし、事務局長が指名する者を派遣するいとまがないときは、事務局長は、東京事務所長に対し現地調査員の派遣を依頼する。
	緊急広域災害対策本部員	各都道府県東京事務所の職員	全国知事会協定第6条に基づき、上司の命を受け、緊急広域災害対策本部に赴き、必要な広域応援を行う。
8道県協定関係	連絡調整員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定に基づき、上司の命を受け、本県がカバー県となる被災県に赴く。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む4名以上
	8道県広域応援本部員及び道県連絡調整員	危機対策課課長補佐（総括担当） 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局 経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定ガイドラインに基づき、上司の命を受け、8道県広域応援本部に赴く。 ※道県の防災担当責任者をもって充て、危機対策課課長補佐（総括担当）の職にあるものを含む2名以上

別表2 幹事会の構成員

総務部	人事課長、財政課長、市町村課長
震災復興・企画部	震災復興・企画総務課長
環境生活部	環境生活総務課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
経済商工観光部	経済商工観光総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
土木部	防災砂防課長
出納局	会計課長
企業局	公営事業課長
教育庁	総務課長
警察本部	警備課長
	その他危機管理監が必要と認めた者

平成28年熊本地震に係る県職員の派遣状況について

平成28年9月12日
総務部人事課
教育庁総務課

【長期派遣】

部局	派遣目的	派遣人数	派遣期間	主な活動場所	主な業務内容	備考
教育庁	児童生徒の心のケア業務	2	平成28年6月4日～平成29年3月31日	御船町立小坂小学校	児童生徒の心のケア等	主幹教諭1名 養護教諭1名

【参考：派遣実績】※上記を除く

部局	派遣目的	派遣人数	派遣期間	主な活動場所	主な業務内容	備考
総務部	熊本県災害対策本部業務 (第1班～第2班)	8	4月18日～5月1日	熊本県庁	情報収集・連絡調整 (リエゾン) 物資コントロール支援	
	熊本県災害対策本部業務 (第3班～第7班)	15	4月30日～5月31日		情報収集・連絡調整 (リエゾン)	
	行政事務支援業務 (第1班～第3班)	6	6月5日～6月27日		住宅応急修理、みなし仮設住宅相談・受付等	
環境生活部	災害廃棄物処理業務 (第1班～第4班)	16	4月25日～5月17日	熊本県循環社会推進課	基本方針・処理実行計画の策定等	
保健福祉部	公衆衛生活動業務 (第1班～第15班)	56	4月22日～7月1日	熊本県庁及び指定された保健所	公衆衛生活動 保健活動	
	応急仮設住宅(民間賃貸住宅確保)業務 (第1班～第3班)	9	4月25日～5月11日	熊本県健康福祉政策課	民間賃貸住宅を確保するための初動体制立ち上げ	
農林水産部	農地・農業用施設災害復旧業務	2	6月6日～6月10日	熊本県農林水産部農村振興局	農地・農業用施設災害復旧支援(本県の災害対応の経験知を提供)	
経済商工観光部	グループ補助金支援業務	1	9月4日～9月9日	熊本県観光労働部商工振興金融課	グループ補助金に関する指導・助言	
土木部	被災建築物応急危険度判定業務(第1班～第2班)	20	4月22日～4月29日	熊本県内	被災建築物応急危険度判定	
	応急仮設住宅建設業務	2	4月24日～5月9日	熊本県内	応急仮設住宅の建設に係る技術支援	
教育庁	児童生徒の心のケア業務 (前期・後期)	4	5月11日～6月5日	御船町立御船小学校 及び同町立高木小学校	児童生徒の心のケア等	
合計		139				

※「派遣期間」は移動日を含む。

平成28年熊本地震に対する市町村支援状況等一覧表【平成28年5月6日 正午 現在】

宮城県総務部危機対策課

平成28年熊本地震に対する市町村支援状況等一覧表【平成28年5月6日 正午 現在】

市町村名	リエンツ派遣人数	派遣先	時間	人的支援	派遣先	時間	物的支援	時間
大崎市 要請があれは対応		①D-MATとして大崎市民病院から1組名を派遣み。(大崎市竹田市)	①D-MATは4/16±0 午後 ②大崎市支援等連絡調整本部を設置し、要請があれは対応。	③大崎市まほら園整備本部を設置し、日赤の支援金・募金箱を本庁舎と各基幹公館の4箇所に設置。 物資についても、要請があれは対応。	③大崎市民病院本部 ④6月5日～6日 ⑤熊本保育施設 ⑥6月12日～19日 ⑦6月18日～25日	4/18月の午前		
巣王町 なし		要請があれは対応					募金箱を役場等に設置(4/28.4.18～)、被災市町村に見舞金送付予定、職員による募金協力(H28.4.21～)	
七ヶ浜町 なし		なし		要請があれは対応			要請があれは対応、支援金・募金箱を即日搬入等に設置	4/18午前対応
大河原町 難い				要請があれは対応			募金箱の設置	
村田町 なし				要請があれは対応			募金箱を役場外4施設に設置(4/28.4.18～)	
柴田町 なし				なし			支援要請があれは次の支援ができる こはん、1,000食(加熱必要、カレー)、1,000食(そのまま食べれる)、水1,000本(1本2リットル) 募金は福社課窓口で受付(日赤)	
川崎町 要請があれは対応				要請があれは対応 不可(職員の数が不足しているため)			支援金・募金箱を即日搬入等に設置	
丸森町 直理町 なし				なし			支援金・募金の受付窓口(担当:保健福祉課社会福祉科)や支援金・募金箱を役場内に設置	
山元町 なし				なし			被災地窓口のほか各地區交流センターなど10か所に募金箱を設置予定	
松島町 なふ、要請があれは対応。				検討中。			募金箱を役場窓口を公共施設(5箇所)に設置(H28.4.15～) その他の要請があれは対応	
七ヶ浜町 先遣隊3名を御船町へ派遣		御船町	4/24～4/27	なお、要請があれは対応。			募金箱を公共施設(4か所)に設置(H28.4.15～)	
利府町 なし				なし			募金箱を役場等に設置	
大和町 なし				なし			要請があれは対応。募金箱(日赤)を役場窓口2箇所と公共交通施設に設置。(15日～)	4月15日～
大郷町 なし				なし			募金箱を役場等4箇所に設置	4月16日
富谷町 予定なし				予定なし			要請があれは対応。募金箱(日赤)を役場窓口2箇所と公共交通施設に設置(H28.4.15～)	19日 午前10時
大衡村 なし				なし			アルファ米 200箱(10,000食)、リップ 80箱(5,600食)、保存水 1,600本(1.5L) 災害見舞金送付予定 熊本県消防艇船 搬送先 熊本県消防艇船	
色麻町 なし				なし			役場福祉課、役場内等5カ所に募金箱を設置(H28.4.18～) 募金協力を広報	
涌谷町 要請があれは検討				なし			保健福祉課、町民生活課窓口等3箇所に募金募金箱設置 募金箱の設置(役場等4ヶ所)	18日前
美里町 なし				要請があれは対応			募金箱を本庁舎、南郷支所、各被災センターにて貯蓄(H28.4.19～)	
女川町 美里町ご主人派遣		美里町	17日～19日	事務職員1名、保健師1名派遣	西原村	5/9～5/20予定	募金箱の設置(役場等5箇所に設置(H28.4.18～H28.6.24))	
南三陸町 なし				なし			募金箱を本庁舎、南郷支所、各被災センターにて貯蓄(H28.4.19～) 本町から東日本大震災時に福島県をいたずらにした福島県里町に対して見舞金を送付予定 物資等について要請があれは検討	
				①事務職員4名 ②事務職員3名			①4/25～4/30 ②5/5～5/9	熊本県庁:7.2万キロ、1,000食、見舞金20万円(4/20の被災地窓口に伴う予定) 熊本県消防艇船:クッカー2台、出入×15箱、缶詰/少々缶入り×1箱、簡易便座10個、トイレ 接地面積60箱 南三陸町:飲料水1,500～1,600本
				①事務職員2人、保健師4人 ②事務職員4名			①4/20～4/23 ②4/27～4/30	4/19AM11:00発送 4/20PM2:00発送

※ 本日修正所